

千葉県告示第646号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和4年8月4日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年8月4日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
武石町53号線	花見川区武石町1丁目826番2から 花見川区武石町1丁目1103番14まで	前	9.01 ～9.25	67.4
		後	10.00 ～10.00	
小倉町7号線	若葉区小倉町1283番1から 若葉区千城台北1丁目4番まで	前	4.56 ～4.65	18.8
		後	5.00 ～5.00	